

第4回 修了考査受験案内

社団法人日本不動産鑑定協会
修了考査委員会

修了考査の実施日程等

- I. 申請書配付期間 平成22年11月19日(金) ～ 12月22日(水)
- II. 申請書配付方法 原則、社団法人日本不動産鑑定協会Webページ(以下、「協会ホームページ」という。)からダウンロード。郵送による願書請求も可能。
- (社)日本不動産鑑定協会ホームページ
<http://www.fudousan-kanteishi.or.jp>
- III. 申請書受付期間 受験申請：平成22年12月16日(木) ～ 12月22日(水)
不受験申請：平成22年12月13日(月) ～ 12月17日(金)
- IV. 申請書提出方法 社団法人日本不動産鑑定協会(以下「協会」という。)業務二課宛に原則、書留にて郵送(期間内消印有効)。宅配便の場合、期間内必着。持参不可。(持参しても受理しませんのでご注意ください。)
- V. 修了考査実施日 (1) 口述の考査
平成23年 1月24日(月) ～ 1月29日(土)
実施日は、修了考査委員会が当該期間内から指定する1日
- (2) 論文式の考査
平成23年 1月17日(月) ～ 1月24日(月)
論文の問題(テーマ)を平成23年1月17日(月)に、協会ホームページに公表。
受験生は平成23年1月24日(月)消印有効(郵送の場合のみ)にて協会業務二課宛に解答論文を送付。
- VI. 合格発表 平成23年 3月23日(水) (発送予定日)

※ 必ず次頁以下で詳細を確認して下さい。

1. 修了考査の目的

協会は、実務修習規程第35条及び第40条並びに実務修習施行細則第22条に基づき、修習生が実務修習の各課程をすべて受講し、不動産鑑定士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得したことを確認することを目的として修了考査を実施します。

2. 受験資格

受験資格は、実務修習業務規程第35条の要件を満たす次の者です。

- (1) 協会が行った実務修習において、協会が講義、基本演習及び実地演習の全ての課程について修得を認定した修習生であって、当該認定をした日から2年以内に修了考査の受験申請があった者。
- (2) 修了考査委員会が、実務修習の全ての課程において修得すべき技能及び高等の専門的応用能力を修得したとの確認ができないと判定した修習生のうち、その修了考査の結果を知った日から2年以内に再び一般実地演習のうち協会の指定する13件について修得の認定を受け、当該認定の日から2年以内に修了考査の受験申請があった者。

3. 受験または不受験の申請及び申請書の配付

上記2.(1)または(2)の要件を満たす方は第4回修了考査の受験対象者になります。

修了考査の受験対象者は、必ず受験または不受験の申請を行って下さい。

なお、前頁Ⅲの申請受付期間を過ぎた申請は、原則として受理しませんので、ご注意ください。

申請書は協会ホームページに掲載しますので、申請者は、ダウンロードして申請を行って下さい。

協会ホームページから、申請書をダウンロードして申込みをされる場合には、白色無地の上質紙を必ず使用して下さい。協会ホームページのアドレスは、次のとおりです。

協会ホームページ

<http://www.fudousan-kanteishi.or.jp>

また、申請書が協会ホームページから、印刷、ダウンロードができない等の事情がある場合には郵送による送付も行いますので、その際には、申請書の提出先と同じ送付先に次の手続により申請書の請求を行って下さい。

○ 郵送で申請書の配付を希望する場合

送付封筒の表に、朱書きで「修了考査申請書の送付希望」と記載し、返信用の角型2号(日本工業規格A4サイズが入る)封筒を同封。返信用封筒には、120円切手を貼り、返信(送付)先のあて先を記入して下さい。ただし、書類の送付には時間を要します。また、書類送付の遅延等により申請が行えない事態が生じても当方では一切責任を負いません。各自の責任において早めに対応を図るようにして下さい。

4. 修了考査の内容

(1) 口述の考査

口述の考査は、実務修習業務規程第27条に規定する鑑定評価報告書を用い、実地演習の内容について行うこととしています。実施方法等の詳細は、次のとおりです。

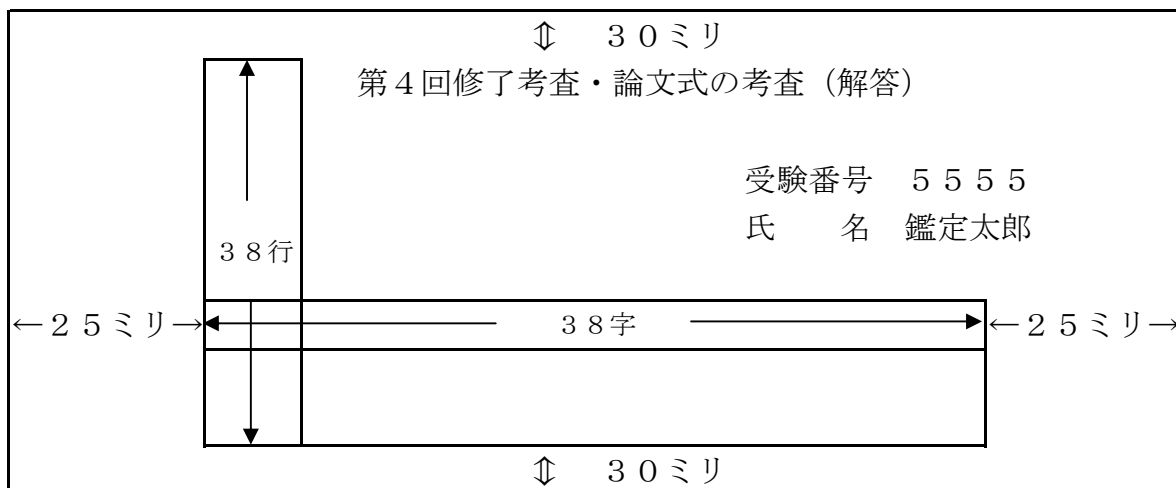
- ① 口述の考査は、受験生1名に対して20分を標準実施時間として口頭試問を行います。

- ② 口頭試問は、受験生が行った一般実地演習 2 3 件の報告から、原則 1 件を選択して実施します。ただし、口頭試問の内容は、実務修習全般に係る内容とします。
- ③ 修了考査の再受験者は、再受験のために行った一般実地演習 1 3 件の再履修報告の中から、原則 1 件を選択して口頭試問を実施します。
- ④ 口頭試問の対象類型は事前通知（告知）しません。口述の考査実施時に修了考査委員会が対象類型（案件）を指定し、口頭試問を実施します。
- ⑤ 口頭試問を行う時に、受験生に対象類型（案件）の鑑定評価報告書または実地演習報告内訳書を手交し口頭試問を実施します。ただし、受験生による資料の持ち込みは禁止します。
- ⑥ 口述考査の実施日は、口述考査の実施期間の内の 1 日で、修了考査委員会が指定した日時に口頭試問を実施します。なお、口述考査の実施時は、約半日程度（口頭試問の実施前後の待機時間を含む。）拘束される形となります。
- ⑦ 口述考査の評価方法は、質問項目毎に、良・可・不可の 3 段階評価とします。

（2）論文式の考査

論文式の考査は、鑑定評価の基本的事項のうち対象不動産の確定に係るもの及び鑑定評価の手順のうち鑑定評価額の決定に係るものについて行います。実施方法等の詳細は次のとおりです。

- ① 論文式の考査は、平成 2 3 年 1 月 1 7 日（月）に、協会ホームページに論文式考査の問題（テーマ）を公表します。なお、ホームページでの公表の他に、郵送による通知も併せて行います。
- ② 論文式の考査の解答論文は、ワープロ等により作成した 8 0 0 字以上 1 0 0 0 字以内の論文とします。書式は、A 4 単票 1 枚、横書き、文字の大きさは 1 2 ポイントを標準として、「第 4 回修了考査・論文式の考査（解答）」との題名を付し、受験番号及び氏名を記すものとします。
 なお、手書きによる解答論文の提出は認めていませんのでご注意ください。



※ 書式設定は、目安として表示しています（1行を38文字、38行。用紙の余白幅を上下30ミリ、左右25ミリ）。

- ③ 論文式の考査の評価方法は、A・B・Cの3段階評価です。
 なお、他の受験生と同一と認定された論文が提出されたときは両者共に、また、過去の論文と同一の論文と認定される論文が提出されたときは、当該論文を提出した受験生につき、それぞれ修了考査を不合格とする取り扱いとしますのでご注意ください。

5. 修了審査委員会における合否の決定

口述審査の最終日から21日以内に修了審査委員会を開催し、修了審査の合否を決定します。

最終判定は、口述の審査、論文式の審査の結果の他、不動産の鑑定評価の実務に関する講義及び基本演習の履修状況も加味し、総合的に判定を行うものとします。

※ 協会は、修了審査に合格した者について、不動産の鑑定評価に関する法律第14条の22に基づき、実務修習の状況を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣はこの報告に基づき修習生の修了の確認を行い、協会が修了証を交付することとなります。従って、修了審査委員会開催後に最終合否が決まるということにはなりません。

6. 試験地

東京都23区内。受験申請書受理後、受験票と併せてご案内します。

7. 合格発表

合否の結果又は修了証を郵送します。発送日は、平成23年3月23日（水）の予定です。

8. 不合格理由の通知

修了審査の不合格者のうち希望者に対して、本人の申請に基づき、不合格理由を通知します。

具体的な申込方法等については、合格者発表の際にお知らせします。

9. 手続き

- (1) 申請書の受付期間は、受験申請書は平成22年12月16日（木）から22日（水）まで、不受験申請書は12月13日（月）から17日（金）までの期間です。なお、不受験申請を行った場合は次年度、所定の手続きにより第5回修了審査の受験申請を行う必要があります。
- (2) 申請方法は、原則、郵送書留（受付期間内消印有効）としています。宅配便の場合は、受付期間内に必着とします。なお、持参による申し込みは受付けておりませんのでご注意ください。
- (3) 申請時には、角型2号（日本工業規格A4サイズが入る）封筒の表面に朱書きで「修了審査受験（または不受験）申請書在中」と記載のうえ、ご送付下さい。
- (4) 申請書は折り曲げずにご送付下さい。
- (5) 申請は、1名1封筒によりお申込み下さい。同一封筒に複数名の願書を封入しないで下さい。

**受付期間を過ぎた申請、記載不備の申請は、原則として受理しませんので、
ご注意ください。**

- (6) 申請書の送付先は、次のとおりです。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル

社団法人 日本不動産鑑定協会 業務二課 宛

TEL 03-3434-2301(代)

なお、指定の方法（郵送書留）以外の方法により送付し、提出物が不明若しくは提出締切日後の到着となった場合については、受理できませんのでご承知置き下さい。

(7) 修了考査の受験手数料は、30,000円(税込み)です。

修了考査の受験申請をされる方は、平成22年12月16日(木)から同年12月22日(水)までに、受験手数料を以下の振込先に、銀行振込にてお振込み下さい。なお、振込手数料は、各自ご負担下さい。また、納入された受験手数料は、原則として返却いたしません。

なお、受験生と振り込み者名が異なる場合は、協会業務二課宛に、その内訳(振込日、振込者名、受験生名、振込銀行名)を明記のうえ、ファクシミリ(FAX番号03-3436-6450)にてお知らせ下さい(会社名で複数名分振り込む場合など)。

修了考査受験手数料

30,000円(税込み)

振込先：みずほ銀行虎ノ門支店 普通(2880782) (社)日本不動産鑑定協会

(8) 受験申請の提出書類は次のとおりです。不受験申請の場合は不受験申請書のみご提出下さい。

① 受験申請書(受験整理票含む。)

② 身分証明書用写真2枚

※ 写真は、次の条件を満たす2枚の写真が必要です。

申込み前3ヶ月以内に撮影した、脱帽、正面向き、無地の背景で上半身を撮影した縦55mm、横40mmの本人が確認できる鮮明なものに限ります。

1枚の写真は、受験申請書の所定の場所に貼付のうえご送付下さい。

1枚の写真は、受験整理票の所定の場所に貼付のうえご送付下さい。

※ 2枚の写真の裏面には、必ず氏名及び修習生番号を記入のうえ、貼付送付して下さい。

10. 申請書記入上の注意事項

(1) 申請書は、全て黒又は青のボールペン又は万年筆にてご記入下さい。パソコン等により作成していただいても構いません。鉛筆書き等による提出物は受付けません。記入に当たっては、楷書により数字は算用数字を用いて記入して下さい。

(2) 氏名欄は、氏名を記し、ふりがなを振ります。実務修習修了後に氏名の変更があった場合は、戸籍謄本を添付して下さい。

(3) 生年月日を記入し、提出時点の満年齢を記入します。

(4) 性別は該当する方に○を付して下さい。

(5) 現住所は、郵便番号も必ず記入して下さい。修了考査に係る通知は、全て現住所宛に発送されます。FAXがない場合は「なし」と記入して下さい。

(6) 緊急連絡先は、出来るだけ記入するようにして下さい。ない場合は「なし」と記入して下さい。

(7) 実務修習の回数は、平成18年12月1日開始の実務修習を第1回として、1年後開始の実務修習を第2回とし、以後の回数を数えて下さい。

(8) 実務修習の開始及び修了の月日は、夫々該当する年の開始は12月1日から、修了は11月30日までとなります。

(9) 実務修習生番号は、実務修習生証の修習生番号をご記入下さい。

(10) 実地演習実施機関名は、実務修習期間の最終所属の機関名を記入して下さい。指導鑑定士も同様

です。機関所在都道府県名は、当該実地演習機関が存する都道府県名を記入して下さい。

- (11) 受験回数は、修了考査の受験回数です。初めての場合は「初」に、2度目の場合は「再」に、3度目の場合は、「再々」に○を付して下さい。
- (12) 受験整理票も上記の記入要領にしたがって記入して下さい。

11. 修了考査受験上の注意事項

- (1) 受験票及び実務修習生証は必ずご持参下さい。持参なき場合には受験できないことがあります。
- (2) 複数名の単位で集合いただき、口述考査を実施します。この複数名単位の全ての口述の考査が終了するまで、指定の時間内は待機していただきます。
拘束される時間は、約半日程度（4時間程度）の予定です。
- (3) 時間は厳守して下さい。遅刻した場合、受験できないことがあります。
- (4) 指定時間内（口頭試問終了後待機時間含む。）においては、一切外部との連絡は出来ません。携帯電話による連絡も禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。
なお、携帯電話の電源を切っていただきますので、各自時計をご持参下さい。
- (5) 不正とみなされる行為があった場合は、退出を命じ受験は認めません。
- (6) 受験生による口頭試問の録音等を禁止します。これを守らない場合、不正行為とみなすことがあります。
- (7) 待機室に資料を持ち込んでも構いません。ただし、口述の考査の面接会場には一切の資料を持ち込むことは出来ません。
- (8) 待機室で食事を取ることは禁止します。飲料の持ち込みは一人一つにつき許可します。ただし、ケータリング等は禁止します。
- (9) 資料を含め、「ごみ」は各自持ち帰っていただきます。
- (10) 修了考査の会場においては、全て会場監督者の指示に従って下さい。
- (11) 住所等に変更があったときには、その旨を協会業務二課に必ず届け出て下さい。
- (12) 受験票は各自持ち帰り、修了考査の結果が分かるまで保管しておいて下さい。

12. その他

- (1) 修了考査に係る問い合わせ先は、協会業務二課です。土日祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間帯を除く）の時間にお問い合わせ下さい。
電話03-3434-2301 FAX03-3436-6450
- (2) 身体上の障害等により、受験の際に特別な措置を希望する方は、願書出願時にその旨を協会業務二課宛にお申し出下さい。
- (3) 修了考査当日、欠席せざるを得なくなったときには、必ず協会業務二課に連絡をして下さい。
修了考査委員会において、欠席事由がやむを得ないものと判断された場合には、予備日（平成23年2月4日（金）（予定））に修了考査を受験することが可能です。ただし、予備日は指定の1日のみとなりますのでご注意下さい。